¥

## ■平成30年4月分(6月受け取り分)からの年金額

平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。ただし、直近(平成27年度以降) の厚生年金被保険者期間を含めて平成29年度の年金額が算出されていた方は、改定が行われる場合があります。

年金額に改定のない方

支給日の前に振込通知書のみ送付されます。

年金額に改定のある方

支給日の前に統合通知書(年金振込通知書・年金額改 定通知書)が送付されます。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

### 障害基礎年金所得状況届の送付

- ●必要事項をご記入の上、提出期限内に市民課年金係に提出してください。
- ●提出漏れがあると、年金が一時停止となる場合がありますのでご注意ください。
- ●郵送で提出される場合は切手 (62 円 ) を貼付してください。
- ●個人情報保護のための目隠しシールを同封していますので、氏名や住所を記載した面に目隠しシールを貼って提 出してください。 [問] 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

# ■20歳以上の学生さんへ 「学生納付特例」

20歳になり国民年金への強制加入となった学生の方 については、在学期間中の国民年金保険料を猶予して もらうための「学生納付特例」の申請が可能です(一部 対象とならない学校があります)。申請の際は学生証(裏 面も含む)のコピーや在学証明書原本が必要です。本 人が申請に来られない場合でも、世帯主からの届出で あれば受付できます。それ以外の方が手続きする場合 は一度お問い合わせください。

卒業予定年度分までは、原則継続的に審査を受けて 免除をされるかたちになりますが、毎年4月に、本人 の住所登録地へ送付されるハガキ (学生特例申請の継続 意思確認のためのハガキ)に必要事項を記入して返送し なければなりません。送らずそのままにしていると免 除の適用が切れることがあります。また、途中で学校

が変わった場合や、当初の卒業予定から後に卒業する ことになった場合は改めて申請をする必要があります。

学校を卒業した後も国民年金加入者で、年金保険料 の納付が難しいという場合は卒業後から一般免除申請 が可能です。手続きについては年金係へお問い合わせ ください。

- ※本人の前年所得(|月から6月までの申請の場合は前 前年の所得)が一定以上あると承認されない場合もあ ります。ご了承ください。
- ※学生納付特例申請の審査結果をお待ちいただく期間 中でも納付義務はあるため、納付書が発行されて被 保険者本人宛に送付されます。破棄はせず、審査の 結果通知が届くまで保管してください。

[問]幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

#### 日本年金機構幡多年金事務所による

### 年金相談

(問)市民課年金係 ☎ 63-1112

日 時 6月19日(火)

10時~12時、13時~15時

場 所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

17:15~19:00

受付時間 8時30分~

予 約 相談には**予約が必要**です。

市役所税務課

必要なもの ●年金手帳や年金証書

●年金の手続きであれば送られてきた書類一式

●認め印 ●本人確認ができるもの

【代理人の場合

●委任状

※詳細については、予約の際にお尋ねください。

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
6	24(日)	市役所税務課	9:00~17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間

### 納期限

市県民税 1期

(月)

# 高知けいば

(HP) http://www.keiba.or.jp (i-mode) http://www.keiba.or.ip/i/

2 · 3 · 9 · 10 · 16 · 17 · 23 6月 24 · 30

1 • 7 • 8 • 15 • 16 • 21 • 22 7月  $28 \cdot 29$ 

14(木)

28(木)